

香川県外来医療計画に基づく同意書の提出状況等について

「香川県外来医療計画」に基づき医療機関から提出された「地域で不足する外来利用機能を担うことについての同意書」及び「医療機器の共同利用計画」の令和3年度※の提出状況は以下のとおりです。

※ 令和3年12月開催の地域医療構想調整会議において、令和3年4～9月の提出状況をご報告していましたが、改めて、令和3年4～翌3月の状況をご報告するものです。

1 診療所の開設について

(1) 地域で不足する外来利用機能を担うことについての同意書の提出状況

提出件数	92
うち、地域で不足する外来医療機能を担う医療機関	90
うち、地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関	2

(2) 地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関について

令和3年12月開催の各構想区域地域医療構想調整会議において協議済み

2 対象医療機器の設置について

(1) 医療機器の共同利用計画の提出状況

	計	CT	MRI	PET、 PETCT	放射線 治療	マンモ グラフィ
提出件数	16	11	4	—	—	1
うち、共同利用 計画あり	16	11	4	—	—	1
うち、共同利用 計画なし	—	—	—	—	—	—

(2) 共同利用計画を提出しない医療機器 なし

参考 香川県外来医療計画（抜粋）

第2節 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項

1 新規開業者に求める事項

外来医師多数区域において新規に無床診療所を開業しようとする医療関係者については、次節に記載する地域で不足する外来医療機能のいずれかを担うことを求めることとします。

新規開業者は、診療所開業の届出に当たって、管轄する保健所、保健福祉事務所に地域で不足する外来医療機能を担うことについての同意書の添付を求めることとします。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない新規開業者への対応

地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない新規開業者については、協議の場への出席を要請します。

協議の場においては、協議の場の主な構成員と当該新規開業者との間で協議を行うこととし、その協議の結果については、議事録として公表します。

協議の場の開催に当たっては、持ち回りによる開催や新規開業者に文書の提出を求め、当該文書に基づき協議の場で協議するなどの対応を取ることも可能とします。

第3節 医療機器の効率的な活用のための検討

4 協議の内容について

(1) 協議の場における協議について

人口減少が見込まれる中で、既存の医療機器の効率的な活用を推進するため、医療設備・機器等の情報の可視化を行い、可視化された情報を新規購入希望者へ提供するだけでなく、医療機器の協議の場において、医療設備・機器等の共同利用の方針及び共同利用計画について協議を行い、結果を取りまとめて公表します。

(2) 共同利用の方針

① 共同利用方針策定に当たっての考え方

ガイドラインによると、共同利用の方針については、医療機器ごと及び区域ごとに定めることされていますが、対象機器ごと区域ごとの配置状況に大きな差がないことから、一括して方針を策定することとします。

② 共同利用方針について

共同利用方針は、対象機器の全て及び区域の全てに対し、以下のとおりとします。

- 対象となる医療機器を購入する医療機関は、当該医療機器を共同利用（対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む。）することとします。
- 対象となる医療機器を共同利用するに当たっては、共同利用計画を策定し、管轄する保健所を通して、医療機器の協議の場に提出することとします。
- 共同利用計画の策定に当たっては、次に掲げる内容を盛り込むこととします。
 - ・共同利用の相手方となる医療機関
 - ・共同利用の対象とする医療機器
 - ・保守、整備等の実施に関する方針
 - ・画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針